

平成 20 年 8 月

建設業者および

測量建設コンサルタント業務請負者の方へ

愛荘町役場 管理課

8 月 1 日から建設工事等入札参加停止基準（旧：建設工事等指名停止基準）を改正、また不当介入に関する通報制度を制定しました。

1 . 建設工事等入札参加停止基準の主な改正点

ア) 一般競争入札の拡大に伴い、名称を「指名停止基準」から「入札参加停止基準」に改めました。

イ) 入札参加停止期間を明確にしました。（旧： 月以上 月以内 新： 月）

ウ) 平成 20 年 2 月、地方自治法施行令の改正を受け、再犯加重（同じ行為を一定期間内に起こした場合）や極めて悪質な場合における入札参加停止期間の上限を 24 ヶ月から 36 ヶ月に延長しました。

平成 20 年 2 月、地方自治法施行令の一部（第 167 条の 4 第 2 項関係）が改正され、一般競争入札に参加させないことができる期間が、不正行為があった日から 2 年間で、地方公共団体が不正行為に該当すると認めるときから 3 年以内となった。

エ) 第三者から不当な介入を受けたにもかかわらず関係機関への通報を怠った場合、入札参加停止措置をとることになりました。

オ) 入札参加停止措置の継承および公表、苦情の申立てができる旨等を明文化しました。

裏面あり

2. 不当介入に関する通報制度

この制度は、建設工事等の資格業者（愛荘町競争入札参加資格者名簿に登録のある者）が暴力団等から不当介入（不当な要求または業務妨害）を受けた場合、速やかに警察または発注者に届出ることにより、警察や町がともに連携して問題解決を図る制度です。

（暴力団員等とは、暴力団の構成員および暴力団関係者、その他町が発注した建設工事等に対し不当介入しようとする全ての者）

町の発注する工事等で不当な要求等を受け、警察等に届け出なかった場合は、入札参加停止措置の対象となります。（平成20年8月1日以降に入札執行する建設工事、測量建設コンサルタント業務に適用されます）

